

発言者氏名

原 島 浩 子

発言の会議	平成 19 年 2 月 5 日 本会議
発言の種類	質疑、一般質問、緊急質問、討論、その他
答弁を求める者	市長
件名及び 発言の要旨	<p>議案第1号に対する質疑</p> <p>1 横須賀市の権限について</p> <p>(1) 条例案第3条第2項にある「港湾法協議、その他原子力空母の横須賀配備計画に係る事務」は、国の判断をもとに行うべきにとらえてられるのかどうか。</p> <p>2 通常型空母配備の可能性がゼロという通知が港湾管理者の権限に抵触する法令なのか</p> <p>(1) 市長意見の原子力空母の配備がやむを得ないものとする理由の「通常型空母の可能性がゼロである現状」というものは、日本の法令にどう関係があるのか。港湾法管理者として港湾の強度は、通常型空母仕様で協議に応じてきた。本来、港湾の安全を守る港湾管理者なら原子力空母の重量は岸壁の安全確保上障害になると判断すべきである。原子力空母配備容認発言こそ外交関係の国の決定に地方自治体首長が関与しているのではないだろうか。港湾保全のために原子力空母の配備の是非を横須賀市が問うことが、法令に抵触することにはならないのではないだろうか。</p> <p>3 市民の安心・安全のために約束することについて</p> <p>(1) 市長は、市長選挙に立候補される意思を示された際、通常型空母の配備を強く要請するという立場を示された。しかし、結果として、通常型空母配備の可能性はゼロと市民に公表された。意見書</p>

発言者氏名

原 島 浩 子

件 名 及 び  
発 言 の 要 旨

の中で「今後も、市民の安心・安全を第一に考え・・・」と国及び米国との協議という自治体外交の方向性を示していらっしゃるが、また、市民に何らかの被害が起き続けることになってしまいましたという結果になってしまわないだろうか。「日本の安全保障を守る」から、市民の皆さん多少の被害はお許してくださいとは、私は言えない。市民の安心・安全を第一に考える市長として、どういう成果を市民に約束されるのか、明確にお示しいただきたい。